

第540回広島地方最低賃金審議会  
議事録

令和4年3月11日(金)

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 第 540 回広島地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和 4 年 3 月 11 日（金）10:00～10:35

### 場所

広島合同庁舎 2 号館内会議室

### 出席者

#### 【公益代表委員】

三井会長、岡田会長代理、井上委員、酒井委員、村上委員

#### 【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員、山崎委員、

#### 【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

#### 【事務局】

阿部広島労働局長、山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、  
坂本賃金指導官、森川給付調査官

### 議題

- (1) 広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について
- (3) その他

### ○三井会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 540 回広島地方最低賃金審議会を開会させていただきたいと思います。本日の会議は、前回の持ち回り審議を経まして、オンラインでの開催となっております。まず事務局から、本日の各委員の出席状況を報告していただいたのち、オンライン開催にあたっての説明をお願いします。

### ○吉川賃金室長補佐

前回の持ち回り開催の審議会を経て、オンライン開催に対する規程改正について、委員の皆様から了承を得ましたので、会長に報告し承認されましたことをまずもってご報告いたします。新しい規程については、資料No.7 としておりますのでご確認ください。

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、音声がかかっているかの確認を含め、こちらから順番に呼びかけをさせていただきますので、恐れ入りま

すが、聞こえていれば、聞こえている旨のお返事をお願いします。お返事の際は、マイクをオンにしてお願いいたします。

それではまず、公益代表委員からお願いいたします。ちなみに、三井会長と岡田会長代理につきましては、こちらにいらっしゃいますので三名について確認いたします。井上委員、聞こえますでしょうか。

○井上委員

おはようございます。聞こえております。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。続きまして、酒井委員聞こえますでしょうか。

○酒井委員

おはようございます。聞こえております。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。続きまして、村上委員聞こえますでしょうか。

○村上委員

おはようございます。聞こえております。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。続きまして労働者側委員です。国友委員、聞こえておりますでしょうか。

○国友委員

はい、おはようございます。聞こえております。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。佐崎委員聞こえておりますでしょうか。

○佐崎委員

おはようございます。聞こえております。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。角委員聞こえておりますでしょうか。

○角委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。橋本委員聞こえておりますでしょうか。

○橋本委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。山崎委員聞こえておりますでしょうか。

○山崎委員

はい、聞こえております。よろしくお願ひいたします。

○吉川賃金室長補佐

続きまして使用者側委員です。池久保委員、聞こえておりますでしょうか。

○池久保委員

はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。巢守委員聞こえておりますでしょうか。

○巢守委員

はい、聞こえております。よろしくお願ひいたします。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。中野委員聞こえておりますでしょうか。

○中野委員

はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。長谷川委員聞こえておりますでしょうか。

○長谷川委員

はい、おはようございます。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

はい、ありがとうございました。最後です。藤井委員聞こえておりますでしょうか。

○藤井委員

おはようございます。聞こえております。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。ただ今の確認から公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計15名の全委員に御出席をいただいております。開催に当たっての、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしており、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る2月25日から3月3日までの間、本審議会の公開に係る公示を行ったところ、傍聴の申込みはございませんでした。続きまして、オンライン会議参加の留意事項を説明させていただきます。原則として、公開中のカメラはオン、マイクはオフとさせていただきます。御発言の際には、ゼスチャーまたは詳細の中の『手を挙げるボタン』をクリックしていただき、会長から指名があるまで発言をお待ちください。御発言いただくのは、会長から指名を受けた方に限らせていただきます。会長から指名を受けましたら、マイクのオフを解除して御発言ください。発言終了後はマイクをオフに戻し、再度、手を挙げるボタンを押して挙手の状態を解除してください。

通信の状況等により音声での御発言が難しい場合には、チャットで御発言内容をお送りください。また、意見交換の最中に音声等のトラブルがありましたら、チャット機能でお知らせをいただくか、事前に事務局からお送りしている電話番号まで御連絡ください。通信遮断などが生じた際には、審議を一時中断させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

以上でございます。

○三井会長

はい、それでは、さっそく議事に入りたいと思います。(1)「広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定」について審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○吉川賃金室長補佐

本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、お送りしております資料の「令和3年度広島県最低賃金審議経過一覧」及び資料No.2、ページ番号2から3の「令和3年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」のとおり、令和3年12月1日付官報に公示され、改正審議のあった8業種全ての特定最低賃金が改正されました。なお、8種類の特定最低賃金にかかる全国の改正状況につきましては、資料No.3-1から3-8、ページ番号4から12にお示ししております。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。つきましては、本年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したことから、8業種の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

○三井会長

はい、事務局から説明いただいたとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、全て終了いたしましたので、8種類の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよいでしょうか。異議のある方は手を挙げるボタンを押してください。異議のある方だけ、ボタンを押してください。

(挙手なし)

○三井会長

「異議なし」ということでございます。そこでお認めいただいたということで、承認させていただきます。それでは、8種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定いたします。これに関しまして、事務局から何か補足説明等ございませんでしょうか。

○吉川賃金室長補佐

はい、ただ今、8種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員の皆様方には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は省略とさせていただきますので、御了承願います。

○三井会長

それでは続いて、議事の（２）でございますが、「令和4年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移りたいと思います。事務局から、説明をお願いします。

○吉川賃金室長補佐

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明について説明します。令和4年度広島県特定最低賃金の改正の申出に関する意向表明につきましては、お手許の資料No.4及び資料No.5-1から5-8、ページ番号13から21にありますとおり、設定されている8業種全ての特定最低賃金の改正申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

改正申出は、例年6月中旬から7月初旬にかけての期間を目途にお願いしておりますので、今後、疎明資料を添付して正式に申出がなされた場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、御審議をいただくこととなります。

なお、特定最低賃金の改正申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.6、ページ番号22から23にお示ししております。

以上です。

○三井会長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の資料説明も踏まえまして、意向表明をされた労側から説明をお願いしたいと思います。労側委員、何かございましたら手を挙げるボタンを押して御発言ください。何かありますでしょうか。発言がある場合、手を挙げるボタンを押してください。特にないですか。

○橋本委員

よろしいでしょうか。

○三井会長

それでは、橋本委員お願いします。

○橋本委員

それでは、私橋本の方から意向表明をさせていただきます。ただいま事務局から報告いただきましたように、本年も8業種を改正の申し出の意向表明を提出させていただきました。お示しの通り、8業種のうち4業種が労働協約ケース、残り4業種が公正競争ケースとなっております。これから6月末までに書類の準備提出させていただきます。本年も8業種すべてで必要性ありと認めていただき、審議いただけますように努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○三井会長

はい、ありがとうございました。それでは、マイクをオフにお願いいたします。

ただ今、特定最低賃金の改正について、労側橋本委員から意向表明がございました。その前に、事務局から説明もあったのですが、これに関して御意見、御質問はございませんでしょうか。使側、何か御発言はないでしょうか。手を挙げるボタンを押して御発言をお願いします。使側いかがでしょうか。中野委員何かございませんか。

○中野委員

意向表明でございますので、別段意見はございませんけど、8業種のうちの1つについては、今までいろいろ審議なり話しあいをしてきた中にも関わらず、今回8業種出てきたことに驚いています。別段他に意見はございません。以上です。

○三井会長

ありがとうございました。マイクをオフをお願いします。それでは、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明を、労働者側から受けたということで、議事は終了といたします。

その他に、委員の皆様方から労使どちらでも結構ですが、何か御発言等がございますか。発言する際は手を挙げるボタンをお願いします。特にないでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、無いようですので、次に移らせていただきます。議事（3）「その他」でございます。事務局から、説明をお願いします。



## ○狭間賃金室長

はい、おはようございます。広島労働局の狭間でございます。事務局より2点お知らせをさせていただきます。

1点目は、令和4年度の審議会開催スケジュールについてです。

お手元にお配りしております「令和4年度 地域最低賃金審議会・専門部会スケジュール（事務局案）」及び「審議会カレンダー（令和元年から令和4年）」をご覧ください。いずれも資料のレジメとは別に一枚ものでお配りしているものになります。確認できましたでしょうか。それぞれA4一枚ものでございます。

「審議会カレンダー（令和元年から令和4年）」及び「令和4年度 地域最低賃金審議会・専門部会スケジュール（事務局案）」でございます。よろしいでしょうか。それではスケジュール案について、まずお話させていただきます。

スケジュールは、右半分の青い背景が、令和3年度の実績で、左半分が令和4年度の予定でございます。現在の大まかな案というご提案でございます。もう一枚のカレンダーは、6月から8月にかけてのカレンダーで、過去3年分の実績と令和4年分を記しております。緑の背景が広島地方最低賃金審議会の開催実績、黄色の背景が中央最低賃金審議会の実績として令和4年度の予定を入れてございます。

例年、広島県最低賃金は、10月1日発効を目標に御審議をいただき、近年はその通りに実現しております。発効までには、答申をいただいて15日間の異議申出期間、そして30日間の官報公示期間、その他事務手続き期間として通常53日間を要します。よって、逆算しますと10月1日発効のためには、令和4年度におきましては、8月5日（金）までに答申をいただき、遅くとも8月23日（火）午前中までに異議審を開く必要がございます。これを前提にスケジュールをご説明いたします。

「令和4年度 地域最低賃金審議会・専門部会 スケジュール（案）」の左側、「令和4年度予定」の列をご覧ください。

中央最低賃金審議会の目安委員会において、令和4年度の引上目安額が審議されますが、現在、本省からの情報では、目安審議会の日程は、表中に赤字で記載しておりますとおり、6月28日（火）に大臣から中賃審議会に目安諮問がなされ、その後数回の小委員会を開き、7月27日（水）に大臣へ目安答申という予定となっております。

地方では、中賃審議会の目安諮問ののち、都道府県労働局長から地方最低賃金審議会へ地域別最低賃金改正諮問がなされ審議がスタートする予定になっております。

広島での1回目、通算では541回広島地方最低賃金審議会を7月初旬に開催し、中賃審議会の目安答申額を伝達する第542回本審を7月下旬～8月初旬にかけて開催し、それに続きまして専門部会において、具体的な金額審議をしていただきます。

そして、第543回審議会において答申をいただく流れとなっております。

例年、10月1日発効を目指す地方審議会は多く、本年も多くがこの8月5日に答申日を設定するものと思われまふ。そこで、広島でも例年どおり、8月5

日（金）の午後に第 543 回本審を、そして、8 月 23 日（火）午前に第 544 回本審いわゆる「異議審」ですが、こちらを設定させていただければと思っております。

また、第 542 回と第 543 回本審の間に置く専門部会ですが、昨年度と同様 4 回で設定しております。

以上が全体のスケジュール感ですが、未定の部分につきましては今後皆様に調整させていただき、決めていきたいと思っております。

2 点目は、ここ数年間で実施してまいりました事業場視察についてでございます。

昨年、一昨年とコロナ感染症の影響により視察できる状況にはなく、中止とさせていただきます。

視察の目的は委員の皆様方に地域の実態を直接ご確認いただき、審議の円滑な運営の参考としていただくことにあります。令和元年以前は、第 1 回目の審議会に続いて事業場視察をさせていただいておりました。その際には今後も継続を望むという声も寄せられております。

令和 4 年度につきましては、皆様に御異論がなければ、実施の方向で考えてまいりたいと思っておりますが、コロナ感染症の状況も見通せないところもございますので、その状況も勘案して皆様方にお諮りしながら決めて参りたいと思っております。

以上でございます。

#### ○三井会長

ありがとうございました。ただ今の事務局説明につきまして、皆様の意見をお願いしたいと思います。御意見のある方は、手を挙げるボタンを押して御発言をお願いします。何かございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。特にどなたもございませんので、来年度の審議会のスケジュールは概ね今御説明いただいた予定表通りといたしまして、未定の日程については事務局で調整が行われますので、皆様御協力のほどをお願い申し上げます。

#### ○狭間室長

再び狭間でございます。審議会日程につきましては、また今後調整させていただきますが、昨年に比べまして、ややタイトな日程の中での調整でございますので、誠に恐縮ではございますが日程の確保に御協力・御配慮の程よろしくお願い申し上げます。

#### ○三井会長

はい、その他、本年度の終わりの審議会ですので、何か言いたいこととか御質問・御意見でも結構ですのでせつかくの機会ですので、何かございませんで

しょうか。御発言等求められる方、挙手のボタンを表示いただいでよろしくお願いたします。何かございませんでしょうか。忌憚なく、手を挙げていただければと思いますが。橋本委員何かございませんか、最後ですから。

○橋本委員

大丈夫です。ありません。

○三井会長

中野委員、何かございませんか。使側ということで。

○中野委員

特にございません。

○三井会長

特になしということですので、ここで阿部労働局長から御挨拶をいただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○阿部労働局長

審議会の最後に一言御挨拶申し上げたいと思います。本日は年度末のお忙しい中、広島地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、大変ありがとうございました。委員の皆様方には、昨年今日程にもありましたように、7月2日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言後、県の感染症拡大防止集中対策期間の中でもありましたけれど、第1回目の審議お願いさせていただきました。

7月16日に中賃のほうで目安が示されておりますが、昨年は東京オリンピックの関係で少し早かったと認識しております。それを踏まえて、その後7月30日から暑い中、ご議論いただいたところがございます。8月5日に28円引上げ899円にするという答申をまとめていただきました。また、特定最賃につきましても9月下旬から10月末までに8つの内容についてまとめていただきました。おかげをもちまして、地域別最賃については10月1日、また、特定最賃についても12月31日に発効することができたところがございます。改めて本当に厚く御礼申し上げます。本年度の審議会、円滑に運営できましたことは委員の皆様方が真摯に御議論いただき、御検討いただきましたことに感謝申し上げたいと思います。本来であれば、コロナの蔓延防止が解除されましたので本当は集まってその中で、御礼申し上げたかったのですが、まだまだ厳しい状況もございます。厚生労働省の一組織としては、そこを避けていくということも

考えた次第でございます。今回こういった Web 会議の形をとらせていただきました。御理解いただければ幸いです。

コロナの関係も踏まえて経済・雇用面で少し明るい兆しも見えてきていたところでございます。ただ、ロシアのウクライナ侵攻で、エネルギー関係も含めて経済に与える影響はどうかという部分もでございます。コロナの方も落ち着いてきたということではあります、未だ新規感染者数も一定数出ています。経済情勢どうなるかわからないところではございますけれど、新年度についても経済状況も見ながら我々としても一生懸命対応していきたいと思っております。審議会の委員の皆様方もそれぞれの立場でいろいろ厳しい御意見をいただくこともあるのではないかと思います、その中で真摯な御議論を引き続きお願いできればというふうに思っております。来年度も引き続きお願いいたします。本日は最後ということで御挨拶させていただきました。誠にありがとうございました。

○三井会長

阿部労働局長ありがとうございました。最後に事務局の方から何かございますか。

○狭間賃金室長

ございません。

○三井会長

はい、それでは、次回審議会は、令和4年度の初回ですので、公開とさせていただきます。

以上をもちまして、第540回広島県最低賃金審議会を閉会させていただきます。

皆様、慣れないオンライン会議ということで、いろいろ御苦勞・御迷惑をおかけいたしました、何とか無事つつがなく終了しようとしております。本日は朝早くからありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(各委員ウェブ会議退出)